



政策統括官 (経済安全保障担当)

経済安全保障推進法に基づき、

- (1)重要物資の安定的な供給の確保
- (2)基幹インフラ役務の安定的な提供の確保
- (3)先端的な重要技術の開発支援
- (4)特許出願の非公開

に関する4つの制度を実施することとしています。

参事官 (総括・企画担当)

参事官 (特定重要物資担当)

参事官 (特定社会基盤役務担当)

参事官 (特定重要技術担当)

参事官 (特許出願非公開担当)

Cabinet Office

経済安全保障推進法について

■ 制定の背景及び経緯

国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等により、安全保障の裾野が経済分野に急速に拡大する中、国家・国民の安全を経済面から確保するための取組を強化・推進することが重要です。

こうした状況の中、岸田内閣は、内閣官房に設置された「経済安全保障法制に関する有識者会議」の提言を踏まえ、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案」を第208回国会に提出し、同法案は令和4年5月に成立・公布されました(以下成立した法律を「経済安全保障推進法」といいます。)

■ 国家安全保障戦略について

令和4年12月に「国家安全保障戦略」を策定しました。同戦略では、経済安全保障推進法の「着実な実施と不断の見直し、更なる取組を強化する。」とされています。

経済安全保障推進法の着実な執行

安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本方針」を令和4年9月に策定しました。この方針で定められた基本的な事項を踏まえ、経済安全保障推進法に基づき、以下の4つの制度を実施します。

● 重要物資の安定的な供給の確保

その供給途絶が国民の生存や、国民生活・経済活動に甚大な影響を及ぼす物資を特定重要物資として指定し、生産設備の整備や備蓄をはじめとする民間事業者の取組に対する支援等を通じて、安定供給確保を図ることとしています。令和4年12月に、半導体や蓄電池、肥料、抗菌薬等11の物資を特定重要物資に指定したほか、令和6年2月に新たに先端電子部品(コンデンサ・高周波フィルタ)を追加指定するとともに、重要鉱物の対象鉱種としてウランを追加し、サプライチェーンの強靱化に取り組んでいます。

● 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保

基幹インフラ事業者の重要な設備が、外部から行われる役務の提供を妨害する行為の手段として用いられることを防止するため、重要な設備の導入・維持管理等の委託を事前に審査することにより、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に取り組んでいます。

● 先端的な重要技術の開発支援

中長期的に我が国が国際社会において確固たる地位を確保し続ける上で不可欠な要素となる先端的な重要技術について、研究開発及びその成果の活用を推進することとしています。経済安全保障重要技術育成プログラムによるAI、量子等に対する強力な研究開発支援のほか、研究成果を社会実装に繋げるための伴走支援を行う協議会の設置等に取り組んでいます。

● 特許出願の非公開

安全保障上拡散すべきでない発明が含まれる特許出願がなされた場合に、出願公開等の手続を留保するとともに、情報の流出を防止するための措置に取り組んでいます。